

全 住 協 第 2 4 2 号  
平成 3 0 年 1 1 月 1 日

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会  
総務委員長 小 尾 一

宅地建物取引業者の法令遵守の徹底について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、国土交通省から標記についての周知依頼がありましたのでお知らせします。詳細は別添資料をご参照ください。敬 具

記

1. 送 付 資 料 宅地建物取引業者の法令遵守の徹底について（平成30年10月26日付国土動指第52号）
2. 参 考 H P サブリース契約に関するトラブルにご注意ください！  
（国土交通省）[http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo16\\_hh\\_000180.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo16_hh_000180.html)  
（消費者庁）[http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/caution/caution\\_011/](http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_011/)  
（金融庁）<https://www.fsa.go.jp/news/30/ginkou/20181026/20181026.html>
3. 問 合 せ 先 （一社）全国住宅産業協会 担当：原田  
TEL 03-3511-0611

以 上



国土動指第52号  
平成30年10月26日

一般社団法人 全国住宅産業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産課長



### 宅地建物取引業者の法令遵守の徹底について

今般、シェアハウス等の投資用不動産にかかる宅地建物の取引に際し、融資関係資料の改ざん、売買契約書を二重に作成するなどの不正行為を宅地建物取引業者が行っていたことについて、個別の地方銀行に対する金融庁の行政処分等により明らかにされたところであり、誠に遺憾である。

このような行為は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第1項第2号に規定する「業務に関し取引の公正を害する行為」や同条第2項第5号に規定する「宅地建物取引業に関し不正又は著しく不当な行為」に該当する可能性がある行為である。

宅地建物取引業者は、宅地及び建物の取引の公正の確保、住生活の向上等に寄与するという重要な社会的責務を担っており、業務の適正な運営を確保する上でも宅地建物取引業法はもとより、その他の関係法令等の遵守が強く求められているところである。

宅地建物取引業法や関係法令の遵守については、かねてより指導しているところであるが、今後このような事態を生じないように、各事業者においては、再発防止に取り組むとともに法令遵守の徹底を図られたい。

貴団体におかれては、この旨、傘下会員に対し、周知及び指導等の徹底をお願いする。